

○農林水産省告示第五百四十三号  
 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第十一條第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年九月七日から施行する。

平成二十三年三月七日

農林水産大臣 鹿野 道彦

第五條中「第六條」を「第六條第一項第一号」に、「の諸国以外の」を「に掲げられていない」に改め、「バングラデシュ」の下に、「東ティモール」を、「ミャンマー」の下に、「モルディブ」を、「ヨルダン」の下に、「ラオス」を、「アルメニア」の下に、「アンドラ」を、「英国」の下に、「英領チャネル諸島」を、「ギリシャ」の下に、「キルギス」を、「スロバキア」の下に、「スロベニア」を、「セルビア」の下に、「タジキスタン」を、「ブルガリア」の下に、「ペラルーシ」を、「ベルギー」の下に、「ボスニア・ヘルツェゴビナ」を、「マルタ」の下に、「モルドバ」を、「エチオピア」の下に、「エリトリア」を、「コートジボワール」の下に、「コモロ」を、「ザンビア」の下に、「サントメ・プリン

シペ」を、「シエラレオネ」の下に、「ジブチ」を、「ナイジェリア」の下に、「ナミビア」を、「レソト」の下に、「レユニオン」を、「バミューダ諸島」の下に、「アメリカ領バージン諸島」を、「アルゼンチン」の下に、「アンギラ」を、「ウルグアイ」の下に、「英領バークマン諸島」を、「グレナダ」の下に、「オランダ領アンティル」を、「グアテマラ」の下に、「タークス諸島・カイコス諸島」を、「ブラジル」の下に、「ケイマン諸島」を、「セントルシア」の下に、「タクス諸島・カイクス諸島」を、「メキシコ」の下に、「フランス領ギアナ」を、「ホンジュラス」の下に、「マルティニーク」を、「メキシコ」の下に、「モントセラト」を、「キリバス」の下に、「グアム、クック諸島」を、「ソロモン」の下に、「ツバル、トケラウ諸島」を、「トンガ」の下に、「ナウル、ニウエ」を、「パプアニューギニア」の下に、「パラオ」を、「フランス領ポリネシア」の下に、「マーシャル」を加える。

別表第二の四の項の検疫有害動植物の欄中「、ジャガイモガ」を削り、同表の五の項の検疫有害動植物の欄及び九の項の検疫有害動植物の欄中「、グラジオラスアザミウマ」を削り、同表の十六の項の検疫有害動植物の欄中「、チャマダラメイガ」を削る。